

# 特許・実用新案の優先審査の申請に関する告示

制定	1991.11.30	特許庁告示第	91-04号	改正	2009.12.22	特許庁告示第	2009-42号
全文改正	1994.01.29	特許庁告示第	94-02号	改正	2010.04.28	特許庁告示第	2010-9号
全文改正	1999.06.29	特許庁告示第	99-05号	改正	2011.06.27	特許庁告示第	2011-11号
全文改正	2000.07.06	特許庁告示第	2000-03号	改正	2011.09.26	特許庁告示第	2011-17号
全文改正	2001.07.02	特許庁告示第	2001-05号	改正	2012.02.27	特許庁告示第	2012-1号
改正	2005.02.03	特許庁告示第	2005-03号	改正	2012.06.27	特許庁告示第	2012-9号
改正	2005.06.29	特許庁告示第	2005-15号	改正	2013.02.25	特許庁告示第	2013-6号
改正	2006.09.29	特許庁告示第	2006-13号	改正	2013.09.12	特許庁告示第	2013-22号
改正	2007.03.30	特許庁告示第	2007-4号	改正	2013.12.31	特許庁告示第	2013-30号
改正	2008.01.28	特許庁告示第	2008-2号	改正	2014.12.31	特許庁告示第	2014-34号
改正	2008.09.30	特許庁告示第	2008-21号	改正	2015.08.19	特許庁告示第	2015-15号
改正	2009.02.27	特許庁告示第	2009-2号	改正	2016.05.23	特許庁告示第	2016-11号
改正	2009.06.26	特許庁告示第	2009-11号	改正	2017.02.24	特許庁告示第	2017-5号
改正	2009.08.19	特許庁告示第	2009-15号	改正	2017.12.27	特許庁告示第	2017-33号
改正	2009.08.24	特許庁告示第	2009-19号				

**第1条(目的)** この告示は、「特許法」第61条、「実用新案法」第15条、「特許法施行令」第9条ないし第10条及び「実用新案法施行令」第5条ないし第6条等の規定による優先審査の申請に関する事項を定めることを目的とする。

**第2条(用語の定義)** この告示で使用する用語の定義は、次の通りである。

1. “出願”とは、特定出願及び実用新案登録出願(’99. 6.30.以前又は’06.10.1.以降に出願された実用新案登録出願をいう)をいう。
2. “第三者”とは、出願をしなかった者で、該当発明(考案を含む。以下同じ)に関する実施許諾を得ていない者をいう。
3. <削除>
4. ‘綠色技術’とは、「低炭素綠色成長基本法」第2条第3号による技術をいう。

**第3条(優先審査の申請人)** 出願があるときには、誰でも特許庁長にその出願に関して優先審査の申請をすることができる。但し、第4条第2号二目の規定による出願に関しては、国家又は当該地方自治団体(国・公立学校内に設置された技術移転・事業化専担組織を含む)のみが優先審査の申請を行うことができる。

**第4条(優先審査の申請対象)** 優先審査の申請対象は、審査請求がある出願であって、次の各号のいずれか一つに該当する出願に限定する。

1. 出願公開後、第三者が業として出願された発明を実施しているものと認められる出願
2. 優先審査の申請をしようとする者が出願された発明に関して直接先行技術を調査し、その結果を特許庁長に提出した場合であって、次の各目のいずれか一つに該当し、緊急処理が必要な出願
  - イ. 防衛産業分野の出願であって「防衛産業法」第34条、同法施行令第39条、同法施行規則第27条及び同法施行規則第28条で規定している防衛産業物資又はその製造方法に関する出願

ロ. 緑色技術と直接関連した特許出願であって、次のいずれか一つに該当する特許出願

- (1) 「低炭素緑色成長基本法」第 32 条及び同法施行令第 19 条によって緑色技術認証を受けた特許出願
- (2) 「低炭素緑色成長基本法」第 32 条及び同法施行令第 19 条によって緑色専門企業として確認を受けた企業の特許出願
- (3) 「低炭素緑色成長基本法」第 31 条によって国家又は地方自治体の補助金支援を受けた出願人の特許出願
- (4) 「低炭素緑色成長基本法」第 29 条及び同法施行令第 16 条によって設立された緑色産業投資会社の投資を受けた出願人の特許出願
- (5) 「低炭素緑色成長基本法」第 34 条及び同法施行令第 22 条によって造成された緑色技術・緑色産業集積地及び団地内に入居した出願人の特許出願
- (6) その他国家政策と連携して金融支援又は認証を受けた特許出願

ハ. 輸出促進に直接関連した出願

ニ. 国家又は地方自治団体の職務に関する出願(「高等教育法」による国・公立学校の職務に関する出願であって「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第 11 条第 1 項により国・公立学校内に設置された技術移転・事業化専任組織による出願を含む)

ホ. 次のいずれか一つに該当する企業の出願であって、出願された発明がその企業の業種と関連性があり、該当出願の最初の出願時に出願人の少なくとも 1 人がその企業に該当する出願

- (1) 「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」第 25 条によるベンチャー企業の確認を受けた企業
- (2) 「中小企業技術革新促進法」第 15 条により技術革新型中小企業として選定された企業
- (3) 「発明振興法」第 11 条の 2 により職務発明補償優秀企業として選定された企業(「中小企業基本法」第 2 条による中小企業又は「産業発展法」第 10 条の 2 第 1 項による中堅企業に該当する場合に限定する)
- (4) 「発明振興法」第 24 条の 2 により知識財産経営認証を受けた中小企業の出願

ヘ. 国家の新技术開発支援事業の結果物に関する出願であって、次のいずれか一つに該当する事業の主管機関又は参与機関が関係中央行政機関の長と締結した事業計画書に従って技術開発を推進した結果に関して行った出願

- (1) 「産業技術革新促進法」第 2 条による産業技術革新事業
- (2) 「中小企業技術革新促進法」第 10 条第 1 項の規定による技術革新事業
- (3) 「エネルギー法」第 12 条によるエネルギー技術開発事業
- (4) 「新エネルギー及び再生エネルギー開発・利用・普及促進法」第 11 条による新・再生エネルギー技術開発事業
- (5) 「産業融合促進法」第 24 条による産業融合事業
- (6) 「情報通信産業振興法」第 8 条による情報通信技術開発事業
- (7) 「科学技術基本法」第 11 条による国家研究開発事業
- (8) 「1 人創造企業育成に関する法律」第 11 条第 1 項による 1 人創造企業技術開発事業
- (9) その他国家が遂行する新技术開発支援事業

ト. 国家の品質認証事業の結果物に関する出願であって、次のいずれか一つに該当する出願

- (1) 「産業技術革新促進法」第 16 条及び同法施行令第 18 条により新製品の認証を受けた製品に関する出願
- (2) 「産業技術革新促進法」第 15 条の 2 及び同法施行令第 18 条により新技术の認定を受けた技術に関する出願
- (3) 「産業融合促進法」第 13 条及び同法施行令第 14 条により産業融合新製品適合性認証を受けた製品に関する出願

(4)「農林水産食品科学技術育成法」第 12 条の 2 及び同法施行令第 6 条により海洋水産新技術認証を受けた技術に関する出願

チ. 条約による優先権主張の基礎となる出願であって、当該出願を基礎とする優先権主張により外国特許庁で特許に関する手続が進行中である出願

リ. 出願人が出願された発明を業として実施中であり、又は実施準備中である出願。この場合次のいずれか一つに該当する出願は、出願人が出願された発明を業として実施中であり、又は実施準備中である出願とみなす。

(1)「部品・素材専門企業等の育成に関する特別措置法施行規則」第 6 条の規定により部品・素材技術開発専門企業の確認を受けた企業の出願。但し、出願された発明が部品・素材技術開発専門企業の業種と関連性があり、最初の出願時に出願人の少なくとも 1 人が部品・素材技術開発専門企業である出願に限定する。

(2) 国家又は自治体が主催・主管した公募展や競進大会で選定された発明についての出願。但し国家または自治体から出願や事業化の支援を受けた出願に限定する。

(3)「中小企業創業支援法」第 4 条、「1人創造企業育成に関する法律」第 11 条、第 12 条又は第 15 条により政府から技術開発、事業化等に関連して 1 千万ウォン以上出捐・補助を受けるか、ベンチャーキャピタル、クラウドファンディング、エンゼル投資者、アクセレレーターから 5 千万ウォン以上の投資を受けた創業後 3 年以内の企業の出願。但し、最初の出願時に出願人の少なくとも 1 人が上記の企業である出願に限定する。

ヌ.「電子取引基本法」第 2 条で規定している電子取引を促進する電子取引関連出願であって、電子取引と直接関連した次のいずれか一つに該当する出願

(1) 電子取引において取引方法に関する特許出願

(2) 電子取引のための電子貨幣又は決済技術に関する出願

(3) 電子取引のための保安又は認証技術に関する出願

(4) その他電子取引の促進のために特別に優先審査すべき必要性が認められる出願

ル. 出願と同時に審査請求をし、その出願後 2 ヶ月以内に優先審査の申請がある実用新案登録出願

ヲ.「地域特化発展特区に対する規制特例法」第 36 条の 8 により規制特例が適用された特化産業と直接関連した特許出願

ワ.「先端医療複合団地指定及び支援に関する特別法」第 26 条により規制特例が適用される入居医療研究開発機関が提出した先端医療複合団地内の医療研究開発と関連した特許出願

カ. 公害防止又は除去が主目的の出願であって、次のいずれか一つに該当する環境汚染防止施設又はその施設が目的としている環境汚染防止方法に関する出願

(1)「騒音・振動規制法」第 2 条及び同法施行規則第 3 条で規定している騒音振動防止施設、防音施設又は防振施設

(2)「水質及び水生生態系保全に関する法律」第 2 条及び同法施行規則第 7 条による水質汚染防止施設

(3)「大気環境保全法」第 2 条及び同法施行規則第 6 条で規定している大気汚染防止施設

(4)「廃棄物管理法」第 2 条、同法施行令第 5 条で規定している廃棄物処理施設

(5)「家畜糞尿の管理及び利用に関する法律」第 2 条及び同法施行規則第 3 条による資源化施設、浄化施設又は公共処理施設

(6)「資源の節約と再活用促進に関する法律」第 2 条及び同法施行規則第 3 条で規定している再活用施設

(7)「下水道法」第 2 条による公共下水道処理施設、糞尿処理施設、中水道又は個人下水道処理施設

ヨ. 次のいずれか一つに該当する者がした出願

(1) 65 歳以上の高齢者

(2) 健康に重大な異常があつて優先審査を受けなくては特許または実用新案登録可否決定まで特許または実用新案登録に関する手続を行うことができないと予想される者

3. 特許庁長が外国特許庁長と優先審査するよう合意した特許出願であつて、別表 2 で定める申請要件を備えた上、各目のいずれか一つに該当する特許出願(別表 1 で定める証憑書類を添付した場合に限定する)

イ. 特許庁長が特許庁ホームページに掲示する対象国家(以下“対象国家等”といい、政府間機構を含む)に出願した特許出願の出願日又は優先日のうち早い日(以下“最優先日”という)と大韓民国特許出願の最優先日が同一の特許出願

ロ. 対象国家等で国際調査や国際予備審査が遂行された国際出願の国際出願日または優先日のうち早い日と大韓民国特許出願の最優先日が同一の特許出願

4. 優先審査の申請をしようとする者が出願された発明に関して特許法第 58 条第 1 項により登録した先行技術調査専門機関(以下“専門機関”という)のうち特許庁長が公告した専門機関に先行技術調査を依頼した場合であつて、その調査結果を特許庁長に通知するように該当専門機関に要請した出願

**第 5 条(優先審査の申請手続)** ①優先審査の申請人は、次の各号の手続により優先審査の申請をしなければならない。

1. 優先審査の申請人は、「特許法施行規則」別紙第 22 号書式の‘優先審査申請書’(以下“優先審査申請書”という)に次の各目の書類及び物件(その根拠となる物件がある場合)を添付して、特許庁出願課又は特許庁ソウル事務所出願登録課に提出しなければならない。

イ. 優先審査申請説明書 1 通(別表の優先審査の申請に関する証憑書類添付)

ロ. 代理人により手続を行う場合、その代理権を証明する書類 1 通

2. 優先審査の申請人は、特許庁から優先審査の申請に対する受付番号(納付者番号)の付与を受け、「特許料等の徴収規則」別紙第 1 号の 2 書式により優先審査申請料を国庫収納銀行に納付しなければならない。

②第 1 項第 1 号による申請手続きを補完しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第 7 号書式の電子文書添付書類等物件提出書(提出区分欄中口書類を選択して表示)に書類(見本、物件)を添付して提出しなければならない。但し、電子文書で提出が可能な場合には、別紙第 1 号書式の優先審査申請関連書類提出書に該当書類を添付して提出することができる。

**第 6 条(優先審査申請説明書の作成)** ①第 4 条第 1 号の規定による出願に対して優先審査の申請をする者は、優先審査申請説明書に出願された発明又は考案を第三者が実施した状況を具体的に記載しなければならない。

②第 4 条第 2 号による出願に対し優先審査の申請をしようとする者は、別紙第 5 号書式の優先審査申請説明書に該当書式の記載要領による事項を具体的に書かなければならない。

③第 4 条第 3 号による特許出願に対して優先審査の申請をしようとする者は、別紙第 2 号又は別紙第 3 号書式の優先審査申請説明書に該当書式の記載要領による事項を具体的に書かなければならない。

④第 4 条第 4 号による出願であることを理由に優先審査を申請する場合には、優先審査申請書に専門機関に先行技術の調査が依頼された出願であることを表示し、依頼機関及び依頼日を書くことにより第 5 条第 1 項 1 号による優先審査申請説明書に代えることができる。

## 第 7 条 削除

**第8条(再検討期間)**「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」によりこの訓令に対して2017年7月1日基準で毎3年になる時点(毎3年目の6月30日までをいう)毎にその妥当性を検討して改善等の措置をしなければならない。

**付 則** <第2017-33号、2017.12.27>

- ①(施行日) この告示は2017年12月27日から施行する。
- ②(優先審査の申請対象等に関する適用例) この告示の改正規定は、この告示施行後最初に申請される優先審査から適用する。